

定款（附属書を含む）の一部変更について

1. 変更理由

令和4年4月24日の「第54回 令和4年通常総会」において定款の一部変更について承認されましたが、茨城県農業経営課から条文の一部漏れによる変更指示があり、通常総会の附帯決議に基づき令和4年5月27日の理事会にて承認致しました。

2. 変更内容

○定款 第7章 第52条 27 ⑤ の新設

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により農業協同組合法が改正され、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされたことに伴う変更

○定款附属書役員選任規程 第11条の変更

役員定数変更に伴う、補欠選任の条文変更

《定款 新旧対照表》（変更箇所を赤字標記してあります）

新	旧
第7章 理事会	第7章 理事会
第50～51条（略）	第50～51条（略）
〔理事会の決議事項〕	〔理事会の決議事項〕
第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。	第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。
1～26（略）	1～26（略）
27 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項	27 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項
②～④（略）	②～④（略）
⑤ 第1項第25号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。	（新設）
第53～54条（略）	第53～54条（略）
附 則（平成14年4月28日総会）（略）	附 則（平成14年4月28日総会）（略）
附 則（平成15年4月20日総会）（略）	附 則（平成15年4月20日総会）（略）
附 則（平成17年4月24日総会）（略）	附 則（平成17年4月24日総会）（略）
附 則（平成18年4月23日総会）（略）	附 則（平成18年4月23日総会）（略）
附 則（平成19年4月22日総会）（略）	附 則（平成19年4月22日総会）（略）
附 則（平成20年4月27日総会）（略）	附 則（平成20年4月27日総会）（略）
附 則（平成21年4月26日総会）（略）	附 則（平成21年4月26日総会）（略）

新	旧
附 則（平成 22 年 4 月 25 日総会）（略）	附 則（平成 22 年 4 月 25 日総会）（略）
附 則（平成 23 年 4 月 24 日総会）（略）	附 則（平成 23 年 4 月 24 日総会）（略）
附 則（平成 26 年 4 月 20 日総会）（略）	附 則（平成 26 年 4 月 20 日総会）（略）
附 則（平成 28 年 4 月 24 日総会）（略）	附 則（平成 28 年 4 月 24 日総会）（略）
附 則（平成 30 年 4 月 22 日総会）（略）	附 則（平成 30 年 4 月 22 日総会）（略）
附 則（平成 31 年 4 月 21 日総会）（略）	附 則（平成 31 年 4 月 21 日総会）（略）
附 則（令和 2 年 4 月 26 日総会）（略）	附 則（令和 2 年 4 月 26 日総会）（略）
附 則（令和 3 年 4 月 25 日総会）（略）	附 則（令和 3 年 4 月 25 日総会）（略）
附 則（令和 4 年 4 月 24 日総会）（略）	附 則（令和 4 年 4 月 24 日総会）（略）
附 則（令和 4 年 5 月 27 日理事会）	
第 1 条 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	
第 2 条 第 1 条にかかわらず、改正後の「役員の定数」第 27 条は、令和 5 年通常総会終了時から適用し、当該通常総会終了前は、改正前の定款 27 条の規定による。	
第 3 条 第 1 条にかかわらず、改正後の「事業」第 7 条第 1 項第 27 号、第 33 号及び第 2 項第 4 号の規定は、関東財務局の登録を受けた日から効力を生じる。	
定款附属書役員選任規程	定款附属書役員選任規程
第 1 条～第 10 条（略）	第 1 条～第 10 条（略）
〔補欠選任〕	〔補欠選任〕
第 11 条	第 11 条
役員が定款第 27 条第 1 項で定める定数の下限を下回った場合又は員外監事の全部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、役員が欠員が生じた時が役員の任期満了前 3 月以内であるとき（員外監事の全部が欠けた場合を除く）は、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。	役員の一部又は全部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき（員外監事（法第 30 条第 14 項に規定する監事をいう。以下同じ。）の全部が欠ける場合を除く。）、又は役員に欠員が生じた時が役員の任期満了前 3 月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。
附 則（平成 14 年 4 月 28 日総会）（略）	附 則（平成 14 年 4 月 28 日総会）（略）
附 則（平成 15 年 4 月 20 日総会）（略）	附 則（平成 15 年 4 月 20 日総会）（略）
附 則（平成 17 年 4 月 24 日総会）（略）	附 則（平成 17 年 4 月 24 日総会）（略）
附 則（平成 19 年 4 月 22 日総会）（略）	附 則（平成 19 年 4 月 22 日総会）（略）
附 則（平成 20 年 4 月 27 日総会）（略）	附 則（平成 20 年 4 月 27 日総会）（略）

新	旧
附 則（平成23年4月24日総会）（略）	附 則（平成23年4月24日総会）（略）
附 則（平成28年4月24日総会）（略）	附 則（平成28年4月24日総会）（略）
附 則（平成30年4月22日総会）（略）	附 則（平成30年4月22日総会）（略）
附 則（平成31年4月21日総会）（略）	附 則（平成31年4月21日総会）（略）
附 則（令和2年4月26日総会）（略）	附 則（令和2年4月26日総会）（略）
附 則（令和4年4月24日総会）（略）	
附 則（令和4年5月27日理事会）	
第1条 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	